



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉政策課） 3
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定（健康長寿課） 3
- 畜産生産物譲渡規程の一部を改正する告示（畜産課） 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 5
- 都市計画事業の認可・2件（道路街路課） 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課） 6
- 道路の区域の変更（道路管理課） 7
- 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 7
- 都市計画事業の変更の認可・3件（下水道課） 7

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（消費・暮らし安全課） 8
- 技能検定の実施（労働政策課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 11

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 12

正 誤

- 平成28年2月26日付け公報定期第4423号中訂正 12

告 示

沖縄県告示第104号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定区域	埋立地の区分
国頭郡宜野座村字惣慶福地原1988番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法

律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イの埋立地

沖縄県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
かりゆしぬ村指定訪問看護ステーション	名護市字宇茂佐1873番地 1	平成27年 4月 1日
訪問看護ステーションひなた	南城市玉城字親慶原153番地 2	平成27年12月27日
トータルサポートセンターよつ葉訪問看護ステーション	宜野湾市長田四丁目14番18号	平成28年 1月 1日
まちなと小児クリニック	浦添市牧港二丁目46番12号メディカルプラザ牧港 4階	平成28年 1月 1日
南斗クリニック	浦添市城間三丁目 3番 7号	平成28年 1月 1日
心のクリニック光	浦添市宮城五丁目 6番 2号	平成28年 1月 1日
ふく薬局名桜通り店	名護市字宇茂佐1703番地101	平成28年 1月29日
訪問看護ステーションリアン l i e n	沖縄市比屋根六丁目10番13号	平成28年 2月 1日
新生堂薬局琉球つかざん店	南風原町字津嘉山1315番地 1	平成28年 2月 1日

沖縄県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ふさとデンタルクリニック	南城市玉城字富里 8番地	フサトファミリー歯科	ふさとデンタルクリニック	平成28年 1月 3日
きんクリニック	金武町字金武94番地	金武診療所	きんクリニック	平成28年 1月18日

沖縄県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
まちなと小児クリニック	浦添市牧港二丁目46番12号メディカルプラザ牧港 4階	平成28年 1月 1日

南斗クリニック	浦添市城間三丁目3番7号	平成28年1月1日
宜志富歯科医院	南風原町字兼城723番地	平成28年1月14日

沖縄県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
むらた薬局	今帰仁村字謝名446番地1	平成28年1月25日

沖縄県告示第109号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定地方公共機関の名称	指定年月日
医療法人おもと会（施設の名称 医療法人おもと会大浜第一病院） 沖縄医療生活協同組合（施設の名称 沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院） 地方独立行政法人那覇市立病院（施設の名称 地方独立行政法人那覇市立病院）	平成28年2月23日

沖縄県告示第110号

畜産生産物譲渡規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

畜産生産物譲渡規程の一部を改正する告示

畜産生産物譲渡規程（平成21年沖縄県告示第233号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、沖縄県畜産研究センター」を削り、「沖縄県八重山農林水産振興センター」の次に「、沖縄県畜産研究センター」を加える。

第2条中「農林水産振興センター所長」の次に「、沖縄県畜産研究センター所長」を加える。

附 則

この告示は、平成28年3月4日から施行する。

沖縄県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 久米島町具志川土地改良区
- 2 認可年月日 平成28年2月24日

沖縄県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町具志川土地改良区

から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	仲村昌保	久米島町字仲地227番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地 4 番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地 3
理事	天久興次郎	久米島町字大田294番地
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	盛本實	久米島町字西銘866番地
監事	中村勇	久米島町字仲地99番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地

任期 平成27年12月 4日から平成31年12月 3日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	仲村昌保	久米島町字仲地227番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地 4 番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地 3
理事	仲地丈二	久米島町字仲泊765番地 1
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	盛本實	久米島町字西銘866番地

監事	中村勇	久米島町字仲地99番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地

沖縄県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり喜瀬武原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
外間勝嘉	恩納村字喜瀬武原394番地1
瀬戸薫	恩納村字喜瀬武原658番地
瑞慶山良房	恩納村字喜瀬武原211番地
瑞慶山良武	恩納村字喜瀬武原202番地2
荻堂盛三	恩納村字喜瀬武原146番地7
宇江城安房	恩納村字喜瀬武原458番地30
山内宗進	恩納村字喜瀬武原349番地1
宇江城久	恩納村字喜瀬武原319番地
崎山並昭	恩納村字喜瀬武原458番地30
外間宏喜	恩納村字喜瀬武原405番地1
外間清志	恩納村字喜瀬武原459番地
外間勲	恩納村字喜瀬武原386番地2
外間現一郎	金武町字金武8038番地49
伊差川盛作	恩納村字喜瀬武原323番地

沖縄県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・南1号津嘉山中央線
- 3 事業施行期間 平成28年3月4日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 南風原町字津嘉山山垣原及び前原地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・平5号荷川取線
- 3 事業施行期間 平成28年 3月 4日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 宮古島市平良字荷川取荷川取、字西仲宗根染地及び不佐手並びに字東仲宗根赤字下及び東座地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成11年沖縄県告示第858号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・南1号宮平学校線
- 3 事業施行期間 平成11年12月 7日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第608号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 事業施行期間 平成14年 7月 5日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第286号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那24号桜坂細街路
- 3 事業施行期間 平成24年5月18日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年3月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南風原知念線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字喜屋武57番1から 南風原町字喜屋武59番1まで	9.8m ～ 10.9m	22.5m
新	南風原町字喜屋武57番1から 南風原町字喜屋武59番1まで	11.5m ～ 12.3m	22.5m

沖縄県告示第120号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目1番5号
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から平成30年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の認可の年月日 平成28年2月23日

沖縄県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第142号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 糸満市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年3月6日から平成30年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 宮古島市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 宮古都市計画下水道事業
- (2) 名称 宮古島市公共下水道

3 事業施行期間 平成2年 3月 6日から平成33年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第162号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 読谷村

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 読谷村公共下水道

3 事業施行期間 平成3年 3月 5日から平成35年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 平成3年沖縄県告示第162号、平成14年沖縄県告示第844号、平成19年沖縄県告示第217号及び平成22年沖縄県告示第152号の事業地に読谷村字都屋大当原を加え、字都屋都屋原地内において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成28年 3月 6日から同月10日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成28年 3月 4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年 4月22日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たんぽぽ苑
- 3 代表者の氏名 東江清勝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市桃原二丁目17番17号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者及び身体障害者に対して、住民参加と助け合いの精神をもとに地域に根ざした訪問サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年4月23日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンパワメント沖縄
- 3 代表者の氏名 高嶺豊
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字真玉橋268番地LWレイクサイドステージ1005号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人をふくむ全ての人々が、その能力を十分に発揮し、自己実現（エンパワメント）を達成するための支援や、世界及びアジア太平洋地域の開発途上国との協働をも視野に入れた活動を行ない、障がいのある人たちを含むすべての人々がありのままに受け入れられる社会の実現を推進することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成28年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

- ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業

洗浄（高圧洗浄作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成28年 6月 2日（木曜日）から同年 9月 7日（水曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 平成28年 8月 21日（日曜日）に実施する職種 高圧洗浄作業（単一等級ペーパーテスト） (2) 平成28年 8月 28日（日曜日）に実施する職種 数値制御旋盤作業（1級及び2級ペーパーテスト）、マシニングセンタ作業（1級及び2級ペーパーテスト）及び建設機械整備作業（1級及び2級ペーパーテスト）	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成28年 7月 17日（日曜日）に実施する職種（3級）園芸装飾、機械加工、とび、造園、機械検査、建築大工、左官及びフラワー装飾 2 平成28年 8月 21日（日曜日）に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成28年 8月 28日（日曜日）に実施する職種 機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成28年 8月 31日（水曜日）に実施する職種 写真 5 平成28年 9月 4日（日曜日）に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 3級 平成28年 8月 26日（金曜日） 2 その他の級 平成28年 9月 30日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成28年 4月 4日（月曜日）から同月 15日（金曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西 3丁目 14番 1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工

事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成28年4月1日(金曜日)から平成29年3月31日(金曜日)までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年3月28日 沖縄県指令土第290号、平成26年5月12日 沖縄県指令土第715号(変更)、平成28年1月22日 沖縄県指令土第27号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川富崎1625番6ほか6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区赤坂二丁目10番5号税理士法人赤坂国際会計事務所内 シェフイーロッドアセット特定目的会社 取締役 山崎亮雄
- 5 検査済証番号 平成28年2月18日 第4273号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月4日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月23日 沖縄県指令土第233号、平成24年6月4日 沖縄県指令土第768号(変更)、平成25年11月11日 沖縄県指令土第1221号(変更)、平成26年3月14日 沖縄県指令土第220号(変更)、平成27年2月26日 沖縄県指令土第166号(変更)、平成28年2月18日 沖縄県指令土第90号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 金武町字金武先謝原10856番ほか157筆(4工区)
- 3 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 金武町字金武1番地 金武町長 仲間一
- 5 検査済証番号 平成28年2月23日 第4274号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月30日

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月 4日

沖縄県教育委員会

委員長 照 屋 尚 子

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育班」を「特別支援教育室」に改め、同表生涯学習振興課の項中「生涯学習班」を「生涯学習班 新県立図書館準備室」に改める。

第7条第15号中「県立学校職員」を「県立高等学校及び特別支援学校の職員」に改める。

第8条第7号中「中学校職員」を「中学校並びに県立中学校の職員」に改める。

第17条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育監」を「特別支援教育室長」に、「特別支援教育班」を「特別支援教育室」に改め、同表生涯学習振興課の項中「社会教育推進監」を「新県立図書館準備室長」に、「社会教育班」を「新県立図書館準備室」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

正 誤

平成28年 2月26日付け公報定期第4423号掲載の「スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令（沖縄県教育委員会訓令第1号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	下から 6	泉 川 良 範	照 屋 尚 子
7	上から 5	平成28年 2月26日	平成28年 4月 1日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号